

第18回菊池市都市計画審議会会議録

日 時：平成29年11月13日（月）午後3時

場 所：菊池市福社会館 2階 大研修室

出席者：〔委員〕伊東 維年、柴田 祐、笠 愛一郎、生田 健一、丸山 利明、坂本 道博
出口 一生、柁原 賢一、泉田 栄一朗、竹森 公則、中山 繁雄
川口 司、岩根 ふく代、熊谷 隆則（代理）、森 博昭、米満 幸一

欠席者：〔委員〕高木 廣司

事務局：淵辺建設部長、柴田都市整備課長、倉岡都市整備係長、小川主任主事

会議録署名委員の指名

（事務局）

会議録作成については、審議会運営規則第10条第2項により、会議録署名委員を会議の始めに議長が会議に諮って指名するとなっております。また、議長は、審議会条例第7条第1項により、会長が議長となるとなっておりますので、伊東会長に議長をお願いし、会議録署名委員2名の指名をお願いします。

（会長）

川口委員と出口委員を指名したいと思いますが、ご承認をお願いします。

（委員により承認）

（事務局）

お二人にはよろしくをお願いします。

審議会の公開について

（事務局）

審議会運営規則第5条により、審議会の公開の宣言を議長よりお願いします。

（議長）

それでは審議会の公開に関してでございますが、本日の案件は公開でございます。傍聴の方はいらっしゃいますか。

(事務局)

いらっしやいません。

(議 長)

では、議事に入ります前にお願いを申し上げます。委員の皆様には、個人が特定される内容のご発言には十分ご注意をお願いいたします。

(事務局)

続きまして、次第7の議案です。本日、諮問します案件は、菊池市景観計画についてでございます。景観計画につきましては、昨年2月、第13回菊池市都市計画審議会に中間報告をさせていただいております。本計画の策定にあたりましては、菊池市景観審議会を立ち上げ作成を進めております。本審議会に諮る理由は、景観法において「景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域に係る部分について、あらかじめ当該都市計画審議会の意見を聴かなければならない」と定めておりますので、今回諮問するものでございます。ここからは伊東会長に議長をお願いして進行をお願いいたします。

議案第1号 菊池市景観計画の策定について（諮問）

(議 長)

それでは、条例に従いまして、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は諮問案件が1件ございます。事務局より議案第1号について説明をお願いします。

(事務局)

(資料に基づき説明)

(議 長)

ただいまご説明をお受けしました。今回の審議会は、菊池市景観計画について都市計画審議会から意見を伺うという趣旨の審議会でございます。意見がございましたら、自由にご発言をお願いしたいと思います。

(委 員)

いくつか質問があります。まず、花房の坂の桜の木の伐採が行われました。これほどのようにして伐採が決定されたのか。2点目に、合志市において、国道沿いに飲食店が道路側に隣接して建設されたことにより通学や通行に支障が出ていると思われるが、

このような事例に対して何かこの計画で対応ができるのか。3点目に、69ページに農地を守るとあるが、耕作放棄地について何か対策ができるのか。4点目に、114ページに記載されている千畳河原について、草が繁殖している現状があるが、この除草作業はどのように対応していくのか。以上、4点について事務局にお伺いします。

(事務局)

順番前後いたしますが、まず2点目の国道沿いの危険な建物ということでございましたが、本計画で設定する特定施設届出地区では、飲食店についても届出対象となるため、届出地区に設定している道路沿い20メートルの範囲にかかるものであれば、届出が必要となるため、危険な建物かという部分まで把握できるかという難しい部分はありますが、届出の中で景観についての協議を行うこととなります。次に、3点目の耕作放棄地についてですが、耕作放棄地は棚田等の景観を守る意味では大切な課題と考えており、菊池市景観審議会においても委員よりご意見がありました。景観まちづくりの中で取り組める部分も少しはあると思いますが、資料3の概要版で示しておりますように、担い手不足の解消など、耕作放棄地がなぜ発生しているのかという側面を捉え、総合計画の施策に基づいて、農業施策を実施していくことで、結果として耕作放棄地がない良い景観が形成されていくと思いますので、関係各課と協力して取り組んでいく必要があると考えております。4点目の千畳河原に土砂が堆積し草が繁殖しているという部分ですが、確かに現状としましては河川部分に草が繁殖しており、重点地区の住民説明会の中では、滝集落も世帯が少なく、除草作業等は行っているが地元だけでは管理できないというご意見がありました。今後の進め方としましては、まだ地元とも話していかないといけないと思いますが、地元の方だけでなく、ボランティアを募るなどの方策を考えていかなければならないと考えております。1点目の花房坂の桜の伐採については、こちらでも経緯は把握しておりません。

(委員)

花房坂の経緯について、私が知っている限りでご説明させていただきたいと思えます。初めは、花房坂の桜に虫がきたり、枝が折れたり、枝によってバスやトラックに危険性があるということで桜の剪定をされております。その後、熊本地震によりガードレール周辺が陥没したということで、歩道周辺の工事をするためには、桜の木を伐採しないとイケなかったというのが理由の一つです。また、道路下の斜面に市が桜の苗を植えております。将来、花房坂の景観は、山と桜と街並みが見えるという将来像で進められたと理解しております。

(議長)

他に意見はございませんでしょうか。なければ、私から一つご質問したいのですが、

重点地区の候補地となっておりますが、常日頃から様々な計画を見ておられますと、旧菊池市に集中しがちな状況にあります。先ほどの説明では、住民の皆さんからのご了解が得られなかったということでしょうか。

(事務局)

重点地区は、きめ細かに景観形成を行っていく地区になるため、個人の家でも届出が必要となります。そのため、住民説明会を事前に開催し話をさせていただいた中で、まだそのような地区に指定されるのはどうだろうかというご意見もございましたので、今回は候補地という形にさせていただきました。

(議長)

では、必ずしも皆さんが了承ということではなかったということでしょうか。

(事務局)

はい。

(議長)

出来るならば、常日頃から旧市街地中心になっておりますので、菊池市全体で景観づくりの重点地区に加えていただき、まちづくりを進めていただければ、もっと一体となった菊池市として出来上がっていくのではないかと思います。是非、そういう方向でご検討いただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

重点地区について、現在、七城地区は入っていないが、該当しないということでしょうか。

(事務局)

重点地区については、市民アンケート等をもとに地区を選定させていただいておりますが、今後も継続して重点地区は追加していけると考えておりますので、住民のご意見や機運などを踏まえて進めさせていただきたいと思っております。

(委員)

七城地区についても景観が素晴らしいところが沢山ありますので、よろしくお願

します。ホテルも生息しておりますので。

(議 長)

地元の方の理解を得ないとなかなか前に進まないことですので、地元の方の理解を得て、重点地区の指定を進めていただきたいということです。他に、ございませんでしょうか。では、積極的にこの2地区を選んだという理由をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

(事務局)

選定にあたりましては、市民アンケートを基に「私の住む地区の守っていききたい景観」というような項目に多く挙げられていた意見を集約して選定させていただいたというのと同時に、重点地区では単に景色が美しいというだけでなく、住民が景観を守っていきこうという活動をされている地区などにも重点を置き、選定させていただいた経緯があります。御所通りは、知事が認定する「景観形成住民協定」に、県内第1号として認定を受けており、菊池市景観形成協議会を立ち上げて、住民で景観を守っていきこうと活動されている地区です。また、築地井手につきましても、竹林の管理等を含めまして、ボランティア活動で東福寺周辺の景観形成に取り組まれている地区です。旭志のホテルの里地区についても、住民によるホテルを守る活動を行われており、モデル地区として今回5地区を制定させていただいたものです。

(委 員)

平成27年に検討委員会が設置されて検討を進めてきたということでしたが、検討委員会を設置するまでに、各支所で、検討されて検討委員会が立ち上がったのか、それとも本庁で検討委員会を組織されて進められたのかについてお伺いします。

(事務局)

最初から都市整備課において検討委員会を立ち上げております。

(委 員)

わかりました。では要望といたしまして、各支所からの意見や要望もお聞きしていただきたいと思います。

(委 員)

条例が出来たのは、平成29年3月ということによろしいでしょうか。

(事務局)

その通りです。

(委員)

私は平成27年からの検討委員会にも参加させていただいており、都市計画審議会との繋ぎという役割もあると思いますので発言させていただきます。当初より、菊池市の隈府中心になってしまうというのは検討委員会の各委員も危惧していたところで、そうならないように進めてきました。そのために様々なことをやっていますが、そのひとつとして、毎年3月に景観シンポジウムを開催しています。今年度は2月に旭志地区で行います。昨年が泗水地区、一昨年在七城地区と、各地区を巡りながら開催してきています。重点地区に関しては、本来、市が作る計画に候補という形では市としても載せたくないと思います。まだ決定していないことですので。そこをあえて載せていただきました。それは、先ほどおっしゃっていただいたような議論をしていただくためです。これをきっかけに、住民の方を含めご意見をいただけたらありがたいと景観審議会の委員の立場としては考えております。

それでは、私から質問ですが、日本全国各地の景観形成において、公共事業が景観を壊している地域が数多くあります。それを防ぐために、公共事業等景観形成指針を定めて、それを遵守して公共事業を行うというようなものがあるが、菊池市においてはこの指針を定める予定はあるか、また、庁内の連携の仕組みについてあるのか、ないならば作っていただけないかというのが質問です。

(事務局)

公共事業で景観を壊してしまうということがありますので、菊池市においても県の指針を基本として、菊池市に合わせて定めたいと考えております。庁内の連携につきましては、今後、景観審議会で景観に関する審議を行いますので、審議会の場に農業や商工観光、文化財、環境など関連する部署の担当者にも参加いただき、審議を進めていきたいと考えております。

(委員)

旭志の鞍岳は素晴らしいところですが、近年、太陽光発電による開発が行われています。市でそれを阻止するような対策を行っていかないと、国がエネルギー政策で開発を許可していることで、開発が進み、いつ災害が起きてもおかしくない状況になっています。景観が損なわれる部分もありますので、菊池市もこの問題について考えていかないといけないと旭志地区では思っておりますので、菊池市では1ヘクタール以上は開発できないというような規制も考えていただきたいと思います。

(委員)

菊池市でもケヤキやクスノキなど様々な街路樹がありますが、電線の接触や、根上

がりによる道路への影響、さらには枯れてきて危険性があるなど、50年先を考えた植栽計画、街路樹で地域の景観を創っていくというテーマを持った街路樹政策について様々なご提案をしていく必要があるのではないかと考えております。

(議長)

先ほどの、それぞれの地域でシンポジウムを開催しているというのは良いことだと思います。パブリックコメントでも意見が出てきませんでしたので、住民の皆さんにこのような計画を作っているということを周知していかなければ、住民の意見はあがってこないと思います。きめ細かな計画づくりを行うときには、そういったシンポジウムや住民説明会をやって計画づくりを進めていただきたいというのが私からの意見です。

(委員)

旭志では、「姫ボタル」が生息しています。地元の方が管理されて、九州管内から見学に訪れられるようになりましたが、一方で、有名になったことで山で悪さをする方が増えて、もう姫ボタルは見せないということが旭志地区ではありました。有名になって逆効果になるということも考えていかないと、せっかく住民がボランティアで運営しているのに、後ろ向きになってしまうような状況にならないように考えていただきたいと思います。

(委員)

この景観条例を改正してでも、太陽光パネルを規制していくということは考えていないでしょうか。

(議長)

国の法律上の関係もあって、そこをどのように調整するのかというのが難しい部分かと思いますが、事務局如何でしょうか。

(事務局)

市の景観計画と景観条例において、太陽光パネル等で一定の面積を開発をする場合に届出をしていただく仕組みは入っています。届出の中で、開発をする際にも景観に配慮して周囲の樹木等を残していただくよう要請することになります。個人の財産を制約することになるため、なかなか難しい部分もありますが、今後、全体的なバランスを含めて考えていきたいと思っています。

(議長)

非常に難しい面があるんだろうと思います。市だけの規定で禁止することができるかということですね。

(事務局)

今回の景観条例の中で規制できる部分につきましては、意匠の部分になりますので、設置自体に対しての規制はなかなか難しいところで、問題になっております太陽光発電については、他の自治体でも様々な検討がなされておりますので、別の方法を考えていくべきだろうと考えております。

(委員)

ソーラーパネルが山に設置されており、乱開発のようなかたちになっている。何らかの規制等を考えるのが本審議会の役割だと思いますのでよろしくお願いします。

(委員)

今回の話題に限らず、都市計画として太陽光パネルをどうするのかということを考えるのはありえる話かなと思います。法律を超えて規制をするのは難しいというのと、1ヘクタール未満は林地開発も不要なことも大きい要因ではないでしょうか。一方で、天草市では、たくさんの太陽光パネルが出来ており、平地の水田にも設置されています。その際に、周辺を緑化してもらうことによって、道路側から見えなくするような基準が設定されています。

(委員)

都市計画審議会において、以前、菊池市全域を都市計画に入れるというような議論があり、都市計画区域になると建築確認申請を出さなければならなくなるため、一部を都市計画区域に指定したという経緯があるが、今回の景観形成重点地区の候補地が重点地区に指定されるとどのようなようになるのか。

(事務局)

ご意見がありましたように、都市計画区域では、建築等を行う場合は建築確認申請が必要になります。今回、景観計画につきましては、区域を菊池市全域に設定しております。都市計画区域内において、景観形成重点地区に指定された地区につきましては、建築確認申請に提出する図面等を利用して、建築確認申請とは別に景観法の届出を行うことになると思います。これは都市計画区域外についても同じ手続きとなり、重点地区に指定された場合には、景観法に基づく届出を行っていただくこととなりますので、建築確認申請は不要でも、景観法の届出は行っていただく必要があります。届出には、配置図や緑化計画図などの添付資料がありますので、都市計画区域外の地区では、都市計画区域内の地区よりも届出に関する事務手続きの負担がかかってくると思います。

(委員)

重点地区の指定については、候補地区の住民の合意がないとできないのか。

(事務局)

何か定めがある訳ではないですが、住民のご理解を得て景観まちづくりの推進に取り組んでいきたいと考えておりますので、ある程度の住民のご理解はいただきたいと指定したいと考えております。

(委員)

七城地区では、社会資本整備事業の中で、亀尾城址公園の整備、菰入橋の整備にあわせた堤防の道路整備などが行われています。景観形成を行う場合、このような事業と共に景観に配慮した整備を行っていただくと、さらに良い整備が実施できると思いますのでよろしくお願いします。

(議長)

他にご意見がなければ、本日委員の皆様からいただきましたご意見を、是非、景観審議会にお伝えしていただきたいと思います。

以上で、本日の審議会の第1号議案は終了いたしました。2番目にその他となっておりますが、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

ございません。

(議長)

では、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。議事進行を事務局へお返しします。

(事務局)

伊東会長におかれましては、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様には貴重なご意見をいただきありがとうございました。今後は本審議会のご意見を踏まえまして事務を進めてまいります。今後ともよろしくお願いいたします。

これもちまして、第18回菊池市都市計画審議会を閉会いたします。